

令和4年

第2回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和4年2月25日 午後1時30分から

場所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 安池雅美

2番 青木貞治

3番 二宮賢一

5番 古正輝子

6番 平原則子

7番 竹内欣也

8番 石井雅浩

9番 鈴木洋有

10番 吉川正

11番 添田政夫

12番 加藤正和

13番 柳田孝

15番 近藤剛司

16番 戸塚昭雄

2 欠席委員

3番 二宮賢一

3 遅刻委員

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西方敬 吉川京男 柏木博 松本常男

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人

書記

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定
について

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて

報告第2号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地転用適用除外(2a未満の農業用施設)の届出書について

議長 ただ今の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので令和4年第2回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、3番二宮賢一委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、15番近藤剛司委員と1番安池雅美委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

なお、この議案については農業委員の柳田委員が当該農地の貸借に関わっているため、「農業委員会等に関する法律」の第31条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされていますので、当該事案の審議開始から終了まで委員には退室をお願いし、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

《柳田委員退室》

書記 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は議案書1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第4号1番を朗読・説明》

書記 議案第4号1番につきましては、農地の一時転用に関するものです。当該農地は西小磯の万田道沿いの農振農用地の畑5筆で、昨年に牧草畑にするため埋立てを行った農地ですが、現在は遊休農地となっています。今回、法人から当該農地を含む8筆に農業用施設を建設したいとの希望があり、建設が可能かどうか地盤調査を行うものです。

調査概要は当該農地の終端部分6カ所で測定機を設置して測定を行います。1ヶ所あたりの作業面積は約1㎡で掘削の直径3cm、深度は1.5m程度となっています。掘削後

は穴を埋めて元通りし、作業も１日で終了するとのことですので、当該農地はもちろん隣接農地への影響はないものと考えられます。

なお、２月１７日に西小磯地区担当の添田委員と事務局で現地確認を行っています。

議長 議案第４号１番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１１番委員（添田） １１番の添田です。議案第４号１番の農地について、２月１７日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、長年に渡り耕作放棄地であった水田を昨年に牧草畑にするために埋め立てられましたが、現在は遊休農地となっています。地盤調査のため一時的に使用することですが、作業が局所的であることや一日で終わることによって当該農地や隣接農地に影響はないものと考えられます。

また、調査の結果、農業用施設が建設されれば、農地の有効活用と遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、当該農地や隣接農地に影響はないとのことですよ。

それでは、議案第４号１番について、これより質疑に入りますが、質疑内容は本議案についてのみとし、農業用施設の内容については建設が未定であることや企業のコンプライアンスに抵触する恐れがあるため質疑は控えてください。

では、意見のある方は挙手をお願いします。

委員 以前、この農地は県の許可を得て埋め立てをしましたが、その後、牧草畑にして牛を連れてきて食べさせるといった計画があると聞いていたのですが、どうなったのですか。

書記 畜産農家の都合により牧草畑として農地を借りる計画はなくなりました。

委員 新型コロナウイルスの影響ですか。

書記 それだけではないようです。円安等による輸入飼料の高騰も一因だと伺っています。

委員 昨年にこの件について審議した時に、果たしてコスト的に見合うのかどうか気になっていましたが、計画が駄目になって放置されると熱海の土砂崩れの例もあり、災害が発生したらどうするのか。

書記 熱海市の事故は山の斜面を大量の土砂で埋め立てたことで発生しましたが、当該農地の埋め立ては平地の田を埋めて畑にした農地造成です。土地の状況や埋め立ての規模から、そういった災害は発生しないと考えられます。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第４号１番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第４号１番は原案とおり決定いたしました。
採決が終わりましたので、柳田委員には入室・着席していただきます。

《柳田委員入室・着席》

議長 次に議案第５号「農地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。
それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第５号は議案書２ページから４ページの７件で、新規６件、再設定１件でございます。場所につきましては総会資料の２ページから８ページをご覧ください。
大磯町長より令和４年２月１６日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第５号１番から７番を朗読・説明》

書記 議案第５号１番から７番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

最初に１番についてですが、当該農地は生沢の市街化区域に近い露地畑で周囲には農地や住宅、教育施設などがありますが、所有者が高齢者のため遊休農地となっています。新規就農者に貸すことで担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、２月１７日に生沢地区担当の加藤委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、現地調査をお願いした生沢地区担当の加藤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１２番委員（加藤） １２番の加藤です。議案第５号１番の農地について、２月１７日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域に近い露地畑ですが、所有者が高齢者のため遊休農地となっています。新規就農者が借りることで、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られるとのことでした。

議長 では、議案第5号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第5号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第5号1番は原案とおり決定いたしました。
次に2番について事務局より説明をお願いします。

書記 2番の農地は生沢地区の農業振興地域の農用地の栗畑です。借り手は昨年に新規参入した法人で営農拡大のための新規設定となります。
なお、2月17日に生沢地区担当の加藤委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、現地調査をお願いした生沢地区担当の加藤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番委員（加藤） 12番の加藤です。議案第5号2番の農地について、2月17日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、東の池近くの栗畑ですが、所有者が農作業ができなくなったため耕作放棄地となり、イノシシの餌場及び潜み場所となっていました。法人が借りることで、営農拡大と農地の遊休化防止及び獣害対策が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、営農拡大と農地の遊休化防止及び獣害対策が図られるとのことでした。

では、議案第5号2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第5号2番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第5号2番は原案とおり決定いたしました。

次に3番について事務局より説明をお願いします。

なお、この議案については農業委員の石井委員が当該農地の貸借に関わっているため、「農業委員会等に関する法律」の第31条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされていますので、当該事案の審議開始から終了まで委員には退室をお願いし、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

《石井委員退室》

書記 3番についてですが、当該農地は国府新宿地区の市街化調整区域のビニールハウス施設で、借り手は地元の専業農家の方で営農拡大のための新規設定となります。

なお、2月17日に国府新宿地区担当の吉川京男推進委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、現地調査をお願いした国府新宿地区担当の吉川推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（吉川京男） 推進委員の吉川です。議案第5号3番の農地について、2月17日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農用施設を地元の専業農家が長期間借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことでした。

では議案第5号3番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第5号3番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第5号3番は原案とおり決定いたしました。

採決が終わりましたので、委員には入室・着席していただきます。

《石井委員入室・着席》

議長 次に4番について事務局より説明をお願いします。

書記 4番の農地は西小磯地区の農業振興地域の農用地の水田です。借り手は地元の専業農家で営農拡大のための新規設定となります。

なお、2月17日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、現地調査をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番の添田です。議案第5号4番の農地について、2月17日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、農用地の水田ですが、所有者の営農規模縮小に伴い、昨年より遊休農地となっていました。地元の専業農家が借りることで、営農拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、営農拡大と農地の遊休化防止及び獣害対策が図られるとのことでした。

では、議案第5号4番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第5号4番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第5号4番は原案とおり決定いたしました。

次に5番について事務局より説明をお願いします。

書記 5番の農地は西小磯の万田道沿いの農振農用地の畑5筆で、一昨年に牧草畑にするため埋立てを行った農地ですが、現在は遊休農地となっています。借り手は一昨年から農業参入している地元の法人で営農拡大のための新規設定となります。

なお、2月17日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、現地調査をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番の添田です。議案第5号5番の農地について、2月17日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は水田を牧草畑にするために埋立てを行った農振農用地ですが、昨年から遊休農地となっていました。地元の法人が借りることで、営農拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、営農拡大と農地の遊休化防止が図られるとのことでした。

では、議案第5号5番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第5号5番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第5号5番は原案とおり決定いたしました。
次に6番について事務局より説明をお願いします。

書記 6番の農地は西小磯の農振農用地の畑で、借り手は過去に大磯町で新規就農した専業農家で今回は3回目の再設定となります。

なお、2月17日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、現地調査をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番の添田です。議案第5号6番の農地について、2月17日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は非農家が所有する農振農用地ですが、専業農家が継続して借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことでした。

では、議案第5号6番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第5号6番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第5号6番は原案とおり決定いたしました。
次に7番について事務局より説明をお願いします。

書記 7番の農地は西小磯の農振農用地の畑で、所有者が農作業ができなくなったことで貸出希望が出されていきました。今回の案件は、かながわ農業サポーター制度における「農地中間管理事業の推進に関する法律」による利用権設定で、借り手は公益社団法人神奈川県農業公社となります。また、利用配分先は4年前に就農した「かながわ農業サポーター」の方で、営農拡大のための新規設定となります。

なお、2月17日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、現地調査をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番の添田です。議案第5号7番の農地について、2月17日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は地元の農家から貸出希望が出ていた農地で、かながわ農業サポーターが借りることで、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られるとのことでした。

では、議案第5号7番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第5号7番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第5号7番は原案とおり決定いたしました。
以上で議案第5号1番から7番の全ての審議が終了しました。

なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に、報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、議案書5ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の9ページから13ページをご覧ください。最初に1番について説明します。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、2月8日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行い、すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1 1番委員（添田） 1 1番の添田です。報告第1号1番の農地について、2月8日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、ビニールハウス施設2筆ですが、農地はきちんと耕耘されており、適正に管理されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 このビニールハウスは大分前から使用されておらず、確認の時だけ耕耘をかけるのはルール違反ではないのか。

書記 当初の目的である水耕栽培がうまくいかず一時期放置されていたことは把握しています。今回、ハウス内を片付けたことで露地栽培などに使用されることを期待しています。

なお、毎年7月に実施している農地利用状況調査の結果から農地所有者の農家に対して営農を継続するよう指導を行っています。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、次に2番について事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 《報告第1号2番を朗読》

書記 報告第1号2番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、2月8日に国府本郷地区担当の吉川正委員及び事務局で現地確認を行い、すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございました。報告第1号2番につきましては現地調査をお願いした国府本郷地区担当の吉川(正)委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番委員(吉川正) 10番の吉川です。報告第1号2番の農地について、2月8日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、田1筆、露地畑8筆及びビニールハウス施設4筆の合計13筆ですが、すべての農地はきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わりにします。

議長 次に、報告第2号の「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号の「農地法第3条の3の規定による受理通知書」については、議案書6ページの2件でございます。

事務局 《報告第2号1番と2番を朗読》

書記 報告第2号1番と2番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書7ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の14ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番を朗読》

書記 報告第3号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 次に、報告第4号「農地転用適用除外(2a未満の農業用施設)の届出書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第4号「農地転用適用除外(2a未満の農業用施設)の届出書」につきましては、議案書8ページの2件でございます。場所につきましては、総会資料の15ページから17ページをご覧ください。

事務局 《報告第4号1番と2番を朗読》

書記 報告第4号1番と2番につきましては、農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条に基づき、面積が2アール未満で必要最小限の規模の農業用施設に限り、農地転用の適用除外が認められています。

届出の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

なお、2月1日に事務局が現地確認を行い、届出どおりであることを確認しております。

議長 ありがとうございます。ただ今の報告第2号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第4号を終わりに

します。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

委員 私の所に今月の開催通知と議案が届いていないが、どうなっているのか。議案は一番大事な書類ではないか。

書記 おっしゃるとおり議案が事前に届かなかったことは事実ですのでお詫びいたします。
今月の一時転用の許可申請書に係る添付書類について県農地課と申請者との間で調整が遅延したため、議案作成が遅れてしまいました。２月２３日に郵送しましたが間に合いませんでした。

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和４年第２回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後２時２０分)